

＜一般委託＞

(「屋外清掃」用)

クリーンパトロール事業委託(平成30年7月から10月) (一般委託) 仕様書

クリーンパトロール事業委託(平成30年7月から10月)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市内主要幹線道路等におけるポイ捨てごみを回収するとともに、市内商店会がボランティア清掃により回収したポイ捨てごみを速やかに収集することで、市内の生活環境の保全及び公衆衛生、環境美化の向上を図る。
2	履行期間	平成30年7月1日から平成30年10月31日
3	施行場所	横須賀市太田和1-5付近ほか (※詳細は、別紙「業務委託仕様書(詳細)」で定める場所のとおり)
4	業務内容	別紙「業務委託仕様書(詳細)」参照
5	特記事項	別添の「実施計画書」、「業務日報(毎日・週間・月間)」等を業務仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員(担当者)に提出するものとする。 本契約に引き続き、本契約の受託者に同内容の随意契約を発注する予定がある。この随意契約に関する条件については、別添「本契約に関する随意契約条件について」のとおりとする。
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可(積替え・保管を含む)を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	定額毎月払い ※各月末締めをもって、受託者の請求により精算する。ただし、小数点以下の端数が生じた場合は、最終月に支払うものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	横須賀市資源循環部資源循環推進課 石川 内線 6177

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

## 本契約に関する随意契約条件について

### 1 共通条件

- (1) 横須賀市の「業務委託成績評定要綱」に基づき履行内容を月毎に評定した結果、下記「2 固有条件」に記載する契約単位の判定期間において、それぞれの評定がいずれも同要綱に規定する評価区分「A」「B」「C」のいずれかである場合で、かつ委託者と受託者の合意があった場合については、本入札契約と同内容で引き続き発注する契約を随意契約（下記「2 固有条件」に記載する随意契約A及びB）する予定です。（ただし、指名停止等その他の理由があるときには契約できない場合があります。また、当該契約で履行期間が次年度となるものについては、当該業務に係る予算が市議会で承認された場合に限り契約します。）
- (2) 当該判定期間の評定に同要綱に規定する評価区分「D」「E」のいずれかが1回でもある場合については、本契約の受託者と当該契約について随意契約しません。
- (3) また、上記(2)により本契約の受託者と当該随意契約を締結しなくなった場合については、本契約の受託者は、同内容で引き続き発注する契約の受託者を決定する競争入札等に参加できません。

### 2 固有条件（引き続き随意契約とする条件）

#### (1) 随意契約A

随意契約Aの履行期間	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
可否判定期間	本入札契約の履行期間のうち、平成30年7月1日から平成30年8月31日まで

#### (2) 随意契約B

随意契約Bの履行期間	平成31年4月1日から平成31年6月30日まで
可否判定期間	本入札契約及び随意契約Aの履行期間のうち、平成30年11月1日から平成31年1月31日まで

\* 上記の随意契約Aの契約者とならなかった場合は、随意契約Bの契約者となることができません。

## クリーンパトロール事業委託仕様書（詳細）

### 1 総 則

本仕様書は、「クリーンパトロール事業委託」について必要な事項を定める。

### 2 委託概要

市内主要幹線道路等におけるポイ捨てごみ等を回収するとともに、市内商店会が回収するポイ捨てごみの収集を実施する。

※平成 29 年度のごみ収集量平均（月平均）

燃せるごみ：約 67.1 kg      缶・びん・ペットボトル：約 61 kg      不燃ごみ：約 112.5 kg

### 3 履行期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

### 4 業務内容

(1) 市内主要幹線道路等におけるポイ捨てごみ等の回収

2 人 1 組が自動車（軽トラック）1 台を使用し、市内主要幹線道路等における市の指定する重点地区等においてポイ捨てごみ等の回収業務を実施する。

#### ①作業の概要

- (ア) ポイ捨てごみ等の回収を行うのは「【別紙 1】重点地区等巡回ルート」に挙げた重点地区とその他巡回地域とする。
- (イ) 「【別紙 1】重点地区等巡回ルート」に基づき、月曜日から金曜日までの 5 日間で全ての重点地区を巡回し、ポイ捨てごみ等の回収を行う。
- (ウ) また、重点地区の巡回と併せて「【別紙 1】重点地区等巡回ルート」において曜日ごとに指定するその他の巡回地域を巡回し、随時ポイ捨てごみ等の回収を行う。
- (エ) その他、市が別途指示した地区のポイ捨てごみ等の回収を行うこととし、状況に応じて「【別紙 1】重点地区等巡回ルート」を変更し対応することとする。

#### ②ごみの回収方法

- (ア) ポイ捨てごみは即座に回収する。
- (イ) 缶飲料等の飲みかけと思われるものを回収する時は、周辺に所有者がいるか否か確認し、素手で回収すること。（中身（飲料）は、回収時にポリタンク等の容器に収集すること）
- (ウ) 不法投棄ごみを発見した場合は、当日中に「【別紙 2】不法投棄ごみ連絡票」に投棄場所や内容等の必要事項を記入の上、市へ F A X で送信すること。
- (エ) 注射器等を発見した場合は、当日中に「【別紙 3】注射器等投棄連絡票」に投棄場所や内容等の必要事項を記入の上、市へ F A X で送信すること。また、搬入先は資源循環日の出事務所とし、搬入時に「【別紙 3】注射器等投棄連絡票」も持参すること。

#### ③ごみの処分方法

- (ア) 回収したごみは、回収作業の終了後、3分別（燃せるごみ、缶・びん・ペットボトル（きれいなものに限る）、その他のごみ）にして受託者が一時保管し、毎週金曜日の16時までに市の各処理施設に搬入する。
- (イ) 「燃せるごみ」は南処理工場に、「缶・びん・ペットボトル（きれいなものに限る）」はリサイクルプラザ“アイクル”に、「その他のごみ」は積替保管施設に搬入する。  
なお、ごみの搬入に係る廃棄物処理手数料は要しない。

## (2) 商店会ボランティア清掃に係るごみの収集

- (1) の業務と併せて、市内の商店会が公道等においてボランティア清掃を実施し回収したごみの収集を行う。

### ①作業の概要

- (ア) ごみは3分別（燃せるごみ、缶・びん・ペットボトル（きれいなものに限る）、その他のごみ）にしてあり、専用の袋に入れてあるものとする。
- (イ) 収集の対象となる商店会及び日程については「【別紙4】商店会一覧」のとおりとし、「【別紙1】重点地区等巡回ルート」に基づき収集作業を行う。
- (ウ) なお、「【別紙4】商店会一覧」の各商店会の「収集日・時間」は厳守することとし、重点地区における回収作業が遅延する可能性がある場合も各商店会の「収集日・時間」を優先し、巡回すること。

### ②ごみの処分方法

- (ア) 収集したごみは、(1)と同様に受託者が一時保管し、毎週金曜日の16時までに市の各処理施設に搬入する。
- (イ) 「燃せるごみ」は南処理工場に、「缶・びん・ペットボトル（きれいなものに限る）」はリサイクルプラザ“アイクル”に、「その他のごみ」は不燃ごみ積替保管施設に搬入する。  
なお、ごみの搬入に係る廃棄物処理手数料は要しない。
- (ウ) また、収集したごみが分別していない状態で袋に入っていた場合は、受託者が分別した上で、各処理施設に搬入すること。

#### 【各処理施設の所在地・連絡先】

南処理工場：神明町2187（TEL 046-835-4990）

リサイクルプラザ“アイクル”：浦郷町5-2931（TEL 046-866-1196）

不燃ごみ積替保管施設：長坂5-3656（TEL 046-856-7111）

## (3) 回収及び収集したごみの計量

- (1)、(2)で回収及び収集したごみは以下の手順で計量を行うこと。

- ① (1)、(2)で回収したごみは、毎日、(1)、(2)のごみをそれぞれ3分別ごとに計量する。
- ② 毎週金曜日の16時までに、市の各処理施設にごみを搬入する際には、(1)、(2)のごみを併せて計量し、発行された計量票を受領すること。

③①、②で計量した重量をもとに、「8 実施計画及び実績報告」で指定する報告を行うこと。

## 5 業務日時

本業務は、8時から17時までを1日とし、月曜日から金曜日までの5日間を1週間として実施する。なお、8時から17時までの間に、労働法令に従い、任意の1時間は業務を行うことを要しないものとする。

## 6 施行場所

施行場所は、「【別紙1】重点地区等巡回ルート」及び「【別紙4】商店会一覧」のとおりとする。ただし、市からの別途指示があった場合は、それに従うものとする。

## 7 届出

次に掲げる書面については、契約締結後、業務開始前日までに届出を行い、市の承認を得なければならない（様式は任意）。また、変更が生じた場合についても同様とする。

- (1) 業務統括責任者選定通知書
- (2) 使用自動車一覧表（自動車検査証および自賠責保険証の写しを添付）
- (3) 従事者等名簿（氏名、年齢、性別、住所、担当、顔写真(カラー)）

## 8 実施計画及び実績報告

- (1) 受託者は「【別紙5】実施計画書」を業務開始の5日前までに提出しなければならない。
- (2) 受託者は「4 業務内容」で回収及び収集し、計量したごみ量に基づき、毎週「【別紙6】業務日報（週間）」を作成し、翌週の水曜日に監督者が市に提出すること。なお、水曜日が休日の場合など、持参ができない場合には市との協議により別の曜日とする。
- (3) また、従業員は「4 業務内容」における作業の実施にあたり、「【別紙7】業務日報（毎日）」に詳細な作業時刻等を記入することとし、「【別紙6】業務日報（週間）」に添付し提出すること。
- (4) 実績報告は、各月の業務終了後、翌月5日（当日が市役所の閉庁日にあたるときは、翌日以降直近の開庁日とする。）まで完了届に「【別紙8】業務日報（月間）」を添付して提出することにより行う。なお、支払については、当該月の翌月20日までとする。

## 9 従事者に対する教育等

受託者は、従事者に次の各号の教育と指導を行わなければならない。

- (1) 本市の分別及び排出ルールの理解と習得
- (2) 本仕様書の内容理解
- (3) 市民接遇及び守秘義務に関する教育
- (4) その他必要な事項

## 10 人員、車両等

- (1) 受託者は、本業務の適正な履行を担保するため、2名の従業員に加え、業務を統括・管理する監督者を1名用意すること。また、2台以上の車両を確保すること。
- (2) 使用する車両は、不測の事故に十分対応できる自動車保険に加入すること。

- (3) また使用する車両には、巡回車両であることを明示するために別途市の指示するマグネットシートを装着すること。なお、マグネットの仕様は「【別紙9】マグネットシート仕様」とおりとし、受託者の負担で作製すること。装着する箇所については、車両の両側面とする。
- (4) 使用する車両は軽トラックとし、本市の一般廃棄物収集運搬業許可の登録車両とすること。

## 11 市との打ち合わせ

- (1) 監督者は、毎週、水曜日に事務局である市資源循環部資源循環推進課事務室に来庁し「8 実施計画及び実績報告」で作成した前の週の「【別紙6】業務日報（週間）」及び「【別紙7】業務日報（毎日）」を提出すること。
- (2) その際に、業務の執行状況について報告を行うとともに市との意見交換を行う。
- (3) なお、業務開始前に提出した書類の内容に変更がある場合はただちに変更した書類を提出すること。
- (4) また、その他、市との協議が必要となる案件がある場合には、この時に併せて協議をすることとする。

## 12 被服等

- (1) 受託者は、従事者に対し品質・形状等を統一して支給することとし、その他清潔保持のための措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、市の指定する作業用ベストを作製し、作業を実施する際、従事者に着用を義務付けること。なお、作業用ベストの仕様は「【別紙10】作業用ベスト仕様」とおりとする。
- (3) 受託者は、従事者に対し当該事業に係る身分証明証を作成し、携行させること。

## 13 報告義務

業務において事故等が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。なお、自然災害により著しく受託業務の遂行が困難な場合、受託者は速やかに市に報告するとともに、市の指示に従い対応すること。

## 14 禁止事項

受託者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 労働法令及びその他の法令、本仕様書に违背すること
- (2) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託すること。
- (3) 市民から金品を受領すること
- (4) その他公序良俗に反すること

## 15 罰則

本仕様書に违背したときは、委託業務の停止若しくは取り消しをすることができる。なお、次の不正又は不誠実な行為及び信用を失墜させた場合も同様とする。

- (1) 役員及び従業員による信用失墜行為
- (2) 事故等の隠蔽行為

- (3) 受託者の故意または過失による度重なる市民とのトラブル
- (4) 市への報告義務違反

## 16 情報の保護

受託業務を実施する際は、「個人情報保護条例」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

## 17 疑義その他

- (1) 当該業務が、仕様書の記載内容に基づき適切に履行されているか確認するため、市は、受託者に対し、業務内容に関する説明及び資料の提出を求め、また、事務所等への立入りを実施することができるものとする。
- (2) 業務に関する疑義等が生じた場合については、市に指示を仰ぎ、了承を得ること。
- (3) 本仕様書中の【4-(1)-③-(ア)】及び【4-(2)-②-(ア)】並びに【4-(3)-②】について、週1回、金曜日に搬入することとする。また、商店会のボランティアごみの収集と各処理施設への16時までの搬入を優先させて、重点地区の巡回を行うこと。

### 【事務局】

横須賀市 資源循環部 資源循環推進課 環境美化係

TEL:046-822-9396

FAX:046-823-0865

## クリーンパトロール事業 重点地区等巡回ルート

注)巡回中に缶飲料等の飲みかけと思われるものを回収する時は、周辺に所有者がいるか否かを確認し素手で回収すること

曜日	午前・午後	重点地区・商店会	住所	その他巡回地域
月	午前	林交差点周辺～武ボンブ場裏周辺	太田和1-5付近～林2-10-10付近	西
		武山ロータリー商店会【午前中】[第1・第3月曜日]	太田和1-5	
		西浄化センター前通り	長坂2-1付近～長坂2-5付近	
		坂本芦名線A	芦名2-8付近～芦名3丁目付近	
		海洋科学高校前交差点周辺	太田和2-14-1付近～長坂1-3付近	
		山科台周辺	山科台7、8付近	
		新金子トンネル及び周辺歩道	山科台1-2付近～衣笠町44付近	
		京急久里浜駅周辺		
		京急久里浜駅前商店街振興組合[時間指定なし]	久里浜4-8-13	
		JR久里浜駅周辺		
	午後	三春コミュニティーセンター前	三春町2-12付近	
		追浜駅前交番周辺	追浜町3-3	
		汐入駅～米軍横須賀基地正門前(国道16号沿い)	汐入町2-40付近～本町1-4付近	
		横須賀中央駅周辺		
		「川島ビル」横路地	若松町2-1～13付近	
		若松トンネル及び周辺歩道	若松町2-24付近～汐入町3-24付近	
		千日通り周辺	若松町1-13付近	
		中里通り商店会【午後1時】	上町1-56	
		横須賀中央駅前商店街(13箇所)[午後0時以降]	若松町1～3丁目、大滝町1、2丁目	
		「リヴィンよこすか」裏「ホームズ」裏	平成町3-18、3-21付近	
浦賀	市立海辺つり公園～「ドンキホーテ横須賀店」	三春町4-1-7付近～大津町1-22付近		
	馬堀海岸「ニッシンパレスステージ大津コスタミア」裏	馬堀海岸1-1-1付近		
	馬堀海岸1丁目公園周辺	馬堀海岸1-26-19付近～馬堀海岸1-32-8付近		
	馬堀海岸駅周辺			
	走水・伊勢町バス停前及び周辺歩道	走水1-2-2		
	走水第一・第二トンネル及び周辺歩道	走水1-1～馬堀海岸4-14付近		
	鴨居トンネル及び周辺歩道	鴨居3-82-7付近～鴨居4-1302付近		
	浦賀駅周辺			
	市立浦賀小学校前	浦賀3-8-1付近		
	久里浜	午前	内川工業団地(JR横須賀線線路沿い)	内川2-5-34付近～佐原2-2付近
花の国/パターゴルフ場横			神明町1付近	
「JVCケンウッド横須賀事業所」・神明公園周辺～アーチェリー場入口			神明町58-7付近～神明町407付近	
尻こすり坂通り(神明中学校前～野比中学校交差点)			神明町1020付近～野比4-3	
YRP野比駅周辺				
県道27号横須賀葉山線・栗田周辺			栗田2-1付近～ハイランド3-27付近	
「日本たばこ産業㈱横須賀営業所跡地」周辺			森崎町1-1付近	
湘南橋周辺(歩道橋・地下道・周辺歩道)			池田町5-15付近	
「日産部品中央販売㈱横須賀支店」周辺～横浜横須賀道路高架下			佐原2-2-2付近～内川1-3-23付近	
佐原交差点(ポイント横須賀佐原店横)			佐原1-1付近	

火		北久里浜駅周辺		
		北久里浜商店街振興組合(3箇所)【午前11時～12時】	根岸町3丁目	
		千駄ヶ崎トンネル周辺	久里浜9-3付近～野比5-8付近	
		「久里浜医療センター」裏	野比5-3、4付近	
		野比4丁目・野比東ノ入公園裏	野比4-16、17付近	
		京急長沢駅周辺		
		市立津久井小学校～「津久井浜観光農園受付案内所」前	津久井5-2付近～津久井5-15-20付近	
		津久井浜駅周辺		
午後		「津久井浜観光農園受付案内所」前～須軽谷町内会館	津久井5-15-20付近～須軽谷1187付近	西 ・ 北下浦
		長井海の手公園(ソレイユの丘)入口周辺	長井4-3491付近	
		県営住宅跡地裏路地	長井3-36付近	
		林交差点	太田和1-5付近	
		佐島トンネル周辺(佐島1丁目)	佐島1-20付近～佐島1-1付近	
		佐島入口バス停	長坂2-10-8	
		坂本芦名線B	芦名2-8付近～芦名3丁目付近	
		通研通り(市立長沢中学校前～「通信研究所」北門前)	長沢5-2付近～武1-12-7	
水	午前	衣笠インター入口交差点周辺(地下道・周辺歩道)	衣笠町2、4、39、46付近	
		JR衣笠駅周辺		
		三浦縦貫道入口～平作3丁目・万葉橋	衣笠町24～平作3-7付近	
		平作3丁目・万葉橋～坂本芦名線入口	平作3-7付近～平作4-3付近	
		しょうぶ園前交差点～阿部倉トンネル	平作4-5-35付近～阿部倉6-6付近	
		池上トンネル～横須賀インター前交差点周辺	池上6丁目付近～山中町104付近	
		鶴が丘町内会館前	鶴が丘2-3-24付近	
		「県営鶴が丘アパート」入口	鶴が丘1-9、10付近	
		鶴久保小学校前交差点周辺	不入斗1-1付近～上町3-53付近	
		千日通り周辺	若松町1-13付近	
		上町商盛会商店街振興組合【午前10時30分～11時】	上町2-45	
		衣笠仲通り商店街協同組合【午前11時～12時】	衣笠栄町1-3(ジュエル靴店わき)	
		衣笠商店街振興組合【午前11時～12時】	衣笠栄町1-27-3、衣笠栄町2-65	
		午後		「魚がし食堂はま蔵」側市道歩道植栽等
	三春公園横～徳力精工前		平成町1-1付近	
	逸見駅周辺			
	追浜駅前交番周辺		追浜町3-3	
	汐入駅周辺			
	汐入駅～米軍横須賀基地正門前(国道16号沿い)		汐入町2-40付近～本町1-4付近	
午前		安針塚駅周辺		追浜 ・ 田浦
		JR田浦駅周辺		
		京急田浦駅周辺		
		追浜駅周辺		
		県立追浜高校周辺	夏島町12、13付近	
		「日産自動車(株)総合研究所」裏	夏島町2873付近	
		夏島町・「日産自動車(株)テストコース」周辺	夏島町1付近	
		リサイクルプラザアイクル前	浦郷町5-2931	
	追浜トンネル及び周辺歩道	浦郷町4-1付近～浦郷町5-2931-22付近		

木		深浦湾沿岸	浦郷町5-2931-45付近	
		JR田浦駅裏～田浦港町周辺	田浦港町付近～田浦1-1	
		上下水道局長浦ポンプ場(トンネル出入口)	田浦港町付近	
		坂本芦名線C	芦名2-8付近～芦名3丁目付近	
		鶴が丘1丁目～市立坂本中学校	鶴が丘1-9付近～坂本町1-19付近	
		ドブ板通り周辺	本町2-19付近～本町3-11付近	
		汐入駅～米軍横須賀基地正門前(国道16号沿い)	汐入町2-40付近～本町1-4付近	
午後		県立大学駅周辺		大津
		堀ノ内駅周辺		
		市立山崎小学校～青い鳥幼稚園前交差点	三春町2-39	
		「ブックオフ」裏	三春町3-13-7	
		うみかぜの道公衆トイレ横～テクノ壱番館前	平成町1-1付近	
		市立海辺つり公園～「ドンキホーテ横須賀店」	三春町4-1-7付近～大津町1-22付近	
		馬堀海岸3-27付近(馬堀海岸インター付近)	馬堀海岸3-27-7付近～馬堀海岸3-29-1付近	
		走水・伊勢町バス停前及び周辺歩道	走水1-2-2	
		走水第一・第二トンネル及び周辺歩道	走水1-1～馬堀海岸4-14付近	
		鴨居トンネル及び周辺歩道	鴨居3-82-7付近～鴨居4-1302付近	
	「市立浦賀小学校」前	浦賀3-8-1付近		
金	午前	「京急ファインテック久里浜事業所」前	舟倉2-4付近～舟倉2-3-26	本庁
		「そうてつローゼン湘南山手店」付近雑木林	吉井2-4付近～池田町3-1付近	
		市立海辺つり公園～「ドンキホーテ横須賀店」	三春町4-1-7付近～大津町1-22付近	
		ブックオフ裏	三春町3-13-7	
		「川島ビル」横路地	若松町2-1～13付近	
		若松トンネル及び周辺歩道	若松町2-24付近～汐入町3-24付近	
		千日通り周辺	若松町1-13付近	
	汐入駅～米軍横須賀基地正門前(国道16号沿い)	汐入町2-40付近～本町1-4付近		
		汐入大通り会[午後1時]	若松町1-13付近	
		JR横須賀駅周辺		
		横須賀商栄会[午前10時30分頃]	東逸見町1-2	
		横須賀駅～国道16号逸見駅入口交差点付近	汐入町1-3付近～東逸見町1-24付近	
		京急大津駅周辺		
		新大津駅周辺		
	北久里浜商店街振興組合(3箇所)【午前11時～12時】	根岸町3丁目		
	横須賀中央駅商店街(13箇所)【午後0時以降】	若松町1～3丁目、大滝町1、2丁目		
午後				

→ 駅周辺

→ 商店会回収

FAX 046-823-0865

## クリーンパトロール事業 不法投棄ごみ 連絡票

整理 No.

発見日時	平成 年 月 日 ( ) :
担当者	氏名 電話番号
投棄物等の場所・ 内容など	

書式作成日 平成 25 年 4 月 1 日

## クリーンパトロール事業 注射器等投棄 連絡票

整理 No.

発見日時	平成 年 月 日 ( ) :
担当者	氏名 電話番号
投棄物等の場所・ 内容など	

書式作成日 平成 25 年 10 月 23 日

	対象となる商店会・商店街	収集箇所数	収集日・時間
1	中里通り商店会	1	毎週 月曜日 午後1時
2	京急久里浜駅前商店街振興組合	1	毎週 月曜日 午前10時～12時
3	若松商店街振興組合	3	毎週 月・金曜日 午後0時以降
4	千日通商店街振興会	4	毎週 月・金曜日 午後0時以降
5	若松中央通り会	1	毎週 月・金曜日 午後0時以降
6	若松新生商業組合	1	毎週 月・金曜日 午後0時以降
7	三笠ビル商店街協同組合	1	毎週 月・金曜日 午後0時以降
8	大滝商店街振興組合	2	毎週 月・金曜日 午後0時以降
9	大滝町親和会	1	毎週 月・金曜日 午後0時以降
10	北久里浜商店街振興組合	3	毎週 火・金曜日 午前11時～12時
11	上町商盛会商店街振興組合	1	毎週 水曜日 午前10時30分～11時
12	衣笠仲通り商店街協同組合	1	毎週 水曜日 午前11時～12時
13	衣笠商店街振興組合	1	毎週 水曜日 午前11時～12時
14	横須賀駅商栄会	1	毎週 金曜日 10時30分頃
15	汐入大通り会(※)	1	毎週 金曜日 午後1時
16	武山ロータリー商店会	1	第1・第3 月曜日 午前中

※汐入大通り会のごみは「本山園汐入店」(汐入町2-33)が保管しているため、店主に声をかけた上で回収すること。

## クリーンパトロール事業 実施計画書

年 月 日

(あて先) 横 須 賀 市 長

会社等名

役職・氏名

印

以下のとおり業務を実施します。

業務内容	ポイ捨てごみ等の回収及び市内商店会が回収するポイ捨てごみの収集				
曜日	月	火	水	木	金
車両No.					
監督者 氏名					
従業員 氏名					

## クリーンパトロール事業 業務日報(週間)

実施期間	月 日 ( )
	～ 月 日 ( )

監督者	氏名	印
-----	----	---

曜日	ポイ捨てごみ回収量								特記事項
	燃せるごみ		缶・びん・ペット		その他		計		
	袋	重量	袋	重量	袋	重量	袋	重量	
月									
火									
水									
木									
金									
合 計									

曜日	商店会等収集量								特記事項
	燃せるごみ		缶・びん・ペット		その他		計		
	袋	重量	袋	重量	袋	重量	袋	重量	
月									
火									
水									
木									
金									
合 計									

重量	燃せるごみ	缶・びん・ペット	その他	計	特記事項
①施設計量					
②日報計量合計					
計量差 (①-②)					

※単位について、「袋」は(個)、「重量」は(kg)とする。(各曜日の重量については、小数点以下第1位まで記入すること。(例:1.5kg))

※各曜日の回収作業終了後、回収したごみの写真を撮影し必ず添付すること。

※毎週金曜日に各施設で計量を行った結果を「計量結果(重量)」に記入の上、受領した計量票の写しを添付すること。

## クリーンパトロール事業 業務日報(毎日)【 曜日】

日付	月 日 ( )	作業員氏名	

午前		【作業時刻】 : ~ : (天候: )			
重点地区・商店会		開始	終了	備考	ごみ量
1		:	:		少・普通・多
2		:	:		少・普通・多
3		:	:		少・普通・多
4		:	:		少・普通・多
5		:	:		少・普通・多
6		:	:		少・普通・多
7		:	:		少・普通・多
8		:	:		少・普通・多
9		:	:		少・普通・多
10		:	:		少・普通・多
11		:	:		少・普通・多
12		:	:		少・普通・多
13		:	:		少・普通・多
14		:	:		少・普通・多
15		:	:		少・普通・多
16		:	:		少・普通・多
17		:	:		少・普通・多
18		:	:		少・普通・多
19		:	:		少・普通・多
20		:	:		少・普通・多
特記事項					

【裏面あり】

午 後		【作業時刻】			：	～	：	(天候：)
重点地区・商店会		開始	終了	備 考	ごみ量			
1		：	：		少・普通・多			
2		：	：		少・普通・多			
3		：	：		少・普通・多			
4		：	：		少・普通・多			
5		：	：		少・普通・多			
6		：	：		少・普通・多			
7		：	：		少・普通・多			
8		：	：		少・普通・多			
9		：	：		少・普通・多			
10		：	：		少・普通・多			
11		：	：		少・普通・多			
12		：	：		少・普通・多			
13		：	：		少・普通・多			
14		：	：		少・普通・多			
15		：	：		少・普通・多			
16		：	：		少・普通・多			
17		：	：		少・普通・多			
18		：	：		少・普通・多			
19		：	：		少・普通・多			
20		：	：		少・普通・多			
特記事項								

## クリーンパトロール事業 業務日報(月間)

実施月

月

監督者

氏名

印

日付	排出状況	ポイ捨てごみ 回収量		商店街等 収集量		特記事項
		袋(個)	重量(kg)	袋(個)	重量(kg)	
1	月 日 ( )					
2	月 日 ( )					
3	月 日 ( )					
4	月 日 ( )					
5	月 日 ( )					
6	月 日 ( )					
7	月 日 ( )					
8	月 日 ( )					
9	月 日 ( )					
10	月 日 ( )					
11	月 日 ( )					
12	月 日 ( )					
13	月 日 ( )					
14	月 日 ( )					
15	月 日 ( )					
16	月 日 ( )					
17	月 日 ( )					
18	月 日 ( )					
19	月 日 ( )					
20	月 日 ( )					
21	月 日 ( )					
22	月 日 ( )					
23	月 日 ( )					
	合計					

クリーンパトロール事業 マグネットシート仕様

下地の色：黄色（蛍光色）

200mm

**ポイ捨てごみ**  
**回収作業中**  
**横須賀市委託事業**

400mm

文字の色

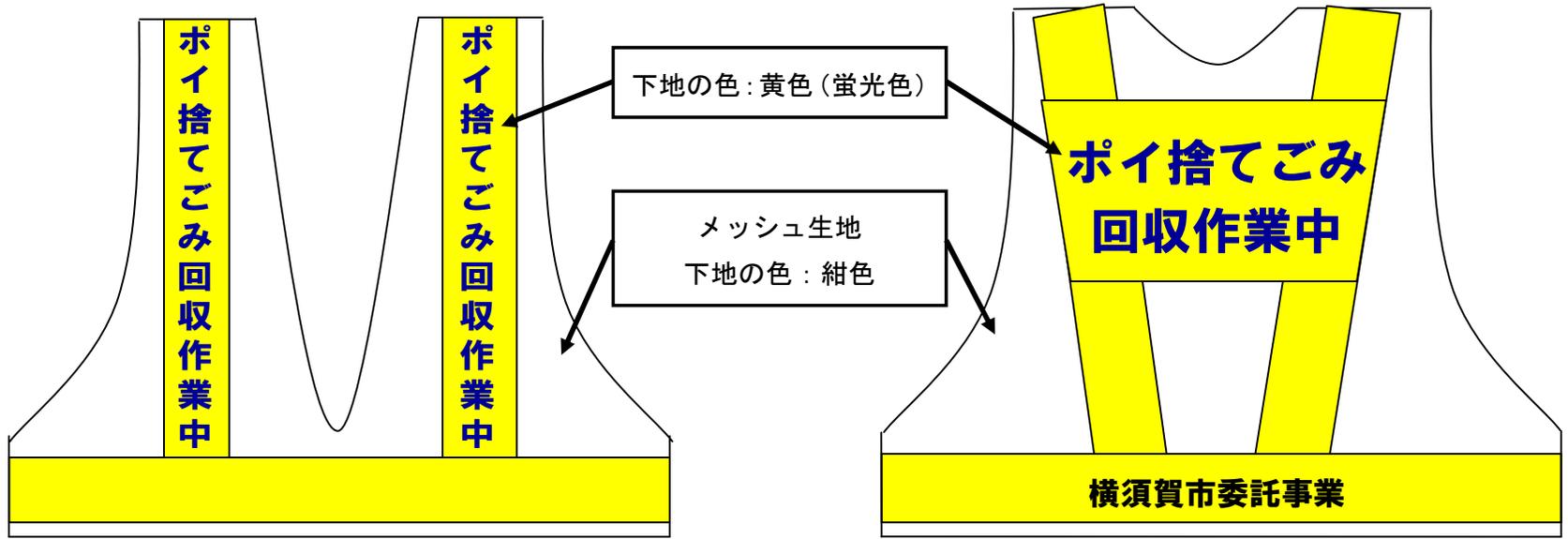
「ポイ捨てごみ 回収作業中」：紺色

「横須賀市委託事業」：黒色

# クリーンパトロール事業 作業用ベスト仕様

【表】

【裏】



文字の色  
「ポイ捨てごみ 回収作業中」: 紺色  
「横須賀市委託事業」: 黒色